

社会福祉法人等利用者負担軽減制度概要

(1) どのような人が利用料の軽減対象になるの？

利用料の軽減対象になるのは、次のいずれかに該当する方です。

- ① 住民税世帯非課税者である老齢福祉年金受給者の方(木曾郡内の該当者は数名です)
- ② 利用者負担が軽減されなければ生活保護受給者になってしまう方
- ③ 市町村民税非課税世帯に属する方で、生活に困窮している方。具体的には以下の条件のすべてに該当する方。

- ア 年間収入が単身世帯で 150 万円(世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額)以下であること
- イ 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円(世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額)以下であること
- ウ 日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと
- エ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- オ 介護保険料を滞納していないこと

- ④ 生活保護受給者の方。※(居住費に限って全額軽減)
- ⑤ 特別な事情(過大な借金の返済、生計中心者との生き別れ・離婚など)により、利用料を納めることが困難と認められる方。

(2) どのサービスを利用したときにどのくらい軽減されるの？

利用者負担額が軽減となる介護保険サービスは、下記のとおりです。

対象サービス	軽減の程度
・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護	利用者負担額の1/4 ※
・通所介護 ・認知症対応型通所介護	利用者負担額の1/4 ※ 食費の1/4
・ショートステイ	利用者負担額の1/4 ※ 食費及び居住費から特定入所者介護サービス費を控除した額の1/4
・特別養護老人ホーム ・小規模多機能型居宅介護 ・地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	利用者負担額の1/4 (ただし利用者負担第2段階の方は、高額介護サービス費で対応するため軽減されません) ※ 食費及び居住費から特定入所者介護サービス費を控除した額の1/4

※ 「(1)どのような人が利用料軽減の対象になるの？」の①に該当する方は、1/2軽減されます。
(生活保護受給者は居住費に限って全額軽減)

(3) 利用料の軽減を受けられる期間は？

軽減確認証の有効期間は、7月1日(または申請月1日)から来年の6月30日までです。

(4) その他

わからない点等ありましたら、木曾広域連合介護保険係(0264-23-1050)または各町村の介護保険担当係へご相談下さい。